

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を  
公布する。

平成19年12月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第55号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する  
規則

(京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正す  
る。

第21条第1項第1号中「第82条の2」を「第124条」に改める。

第21条の2第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第  
1号中「第77条」を「第22条」に改める。

(京都市手話通訳者認定規則の一部改正)

第2条 京都市手話通訳者認定規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「に該当する」を「のいずれにも該当する」に改め、  
同条第1号中「第56条第1項」を「第90条第1項」に、「または」を「又は」  
に改め、同条第2号中「または」を「又は」に改める。

(京都市外国人教育扶助規則の一部改正)

第3条 京都市外国人教育扶助規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第83条第1項」を「第134条第1項」に、「または中学校」を「若  
しくは中学校」に、「行なう」を「行う」に、「または入学する」を「又は学校に入  
学する」に改める。

(京都市立芸術大学大学院学則の一部改正)

第4条 京都市立芸術大学大学院学則の一部を次のように改正する。

第17条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「第52条」を「第83条第1項」に改め、同項第2号中「第68条の2第3項」を「第104条第3項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「第68条の2第1項」を「第104条第1項」に改める。

(京都市自然風景保全条例施行規則の一部改正)

第5条 京都市自然風景保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

(京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部改正)

第6条 京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

(京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

第7条 京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

(総務局総務部総務課)